

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01203	施設名称	宝塚古墳(東屋)		
所在地(住所)	松阪市宝塚町120番地1				
					
根拠条例	文化財保護法	担当部署	教育委員会事務局 文化課		
設置年度	平成17年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	国史跡宝塚古墳見学者が、休憩や不意の降雨を避けるための便益施設の設置が必要であったため設置した。				
施設の設置目的に沿った運営状況	見学者が、休憩等を目的として自由に使用する。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第一種住居地域		
駐車場(収容台数)	古墳公園を利用				
土 地	敷地面積	26,792㎡	借受期間・賃料等		—
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	東屋			
	用途	東屋・上屋	構造・階数	木造(柱10cm角以下)・地上1階・地下0階	
	建築年月	平成17年 4月 1日	建物取得費(全体)	3,887,451円	
	延床面積	9.00㎡	耐震診断(実施年)	未実施	
	耐震補強(実施年)	未実施	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	特記事項なし				

(3)管理・運営の概要

利用時間	—	休所(館)日	—	
運営形態	直営	管理・運営者名	文化課	
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日
業務内容	国史跡宝塚古墳見学者等が利用する便益施設			

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)−③									
市民一人あたりのコスト									
財源		補助金等収入			その他収入				
		使用料等収入			③年間収入合計				

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
※見学者への便益施設であり、不特定多数の人が利用				

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	宝塚古墳公園
------	--	------	--------

(7)その他

管理・運営上の問題点	木造建造物であることから、経年劣化及び白蟻の食害等の進行により、将来的に建替え又は撤去の可能性があり、その際には費用が発生する。夜間等、人通りの少ない時間帯に、落書き・棄損等の被害を受けることがある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	撤去等に際しては、国史跡内の工事に該当するため、文化財保護法に基づく現状変更手続きが必要となる。
特記事項	・国史跡地内に立地 ・宝塚古墳見学者への便益施設として継続

